

大分県報

令和八年
七月三日
（五）
（五）

（金曜日）

目次

規 則

- 賠償責任を有する職員を指定する規則の一部改正……………一
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………二
災害救助法施行細則の一部改正……………二
大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則等の一部改正……………三
大分県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部改正……………三
大分県都市公園条例施行規則の一部改正……………四
訓 令 甲……………四
職員賠償責任等審議会規程の一部改正……………五

○規 則

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年七月三日

大分県規則第四十号 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する職員を指定する規則（令和二年大分県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改め、本則第一号中「第二百四十三条の二の八第一項第一号」を「第二百四十三条の二の九第一項第一号」に改め、本則第二号中「第二百四十三条の二の八第一項第四号」を「第二百四十三条の二の九第一項第四号」に改める。

令和八年七月三日

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県規則第四十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条」に、「第十七条―第二十二條」を「第十六条―第二十一条」に、「第二十三条―第三十四條」を「第二十二条―第二十九條」に改める。

第十一条第一号及び第二号中「第二十四条に」を「第二十三条に」に改める。

第十六条を削り、第四章中第十七条を第十六条とし、第十八條を第十七條とし、第十九條を第十八條とする。

第二十条第一号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「（平成二十二年法律第十八号）」を、「学び直し支援金」の下に「（大分県内に設置されている高等学校等の生徒で、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月（定時制の課程及び通信制の課程は四十八月）を超えるもの又は高等学校等に在学した期間が通算して三十六月（定時制の課程及び通信制の課程は四十八月）を超えないもので高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第七条第六項に規定する科目の単位数の合計が七十四を超えるもののうち高等学校等中途退学した後再び高等学校等で学び直すものに対して授業料に相当する経費を支給する支援金をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下この条、次条及び第二十七条において「旧就学支援金法」という。）」に改め、「保護者等」の下に「（旧就学支援金法第三条第二項第三号の保護者等をいう。第二十一条において同じ。）」を加え、同条を第十九條とする。

大分県報号外（規則）

第二十一条第二号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「旧就学支援金法」に、「第三十二条第一号」を「第二十七条第一号」に改め、同条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第五章中第二十三条を第二十二條とし、第二十四条を第二十三條とする。

第二十五条を削り、第二十六条中「四の項」を「三の項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十七条を削り、第二十八条中「五の二の項」を「四の項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十九条中「五の三の項」を「五の項」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条及び第三十一条を削り、第三十二条中「八の項」を「六の項」に改め、同条第二号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「旧就学支援金法」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十三条中「九の項」を「七の項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条中「十の項」を「八の項」に改め、同条を第二十九条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三六〇円」を「三七〇円」に改め、同表の一の2の(一)の(2)中「七、〇八九、〇〇〇円」を「七、二五九、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中「一、三九〇円」を「一、四八〇円」に改め、同表の三の(三)のイの表中「二〇、三〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「三八、七〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四六、二〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六〇、三〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三四、七〇〇円」に、「四三、五〇〇円」を「四四、八〇〇円」に、「六〇、六〇〇円」を「六二、五〇〇円」に、「七〇、九〇〇円」を「七三、一〇〇円」に、「八九、三〇〇円」を「九二、一〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、同表の三の(三)のロの表中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、八〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「三〇、七〇〇円」を「三〇、九〇〇円」に改め、同表の七の1の(二)中「五三、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に改め、同表の七の2の(二)中「七三九、〇〇〇円」を「七五七、〇〇〇円」に改め、同表の九の(三)の(2)中「三五八、〇〇〇円」を「三六七、〇〇〇円」に改め、同表の九の(三)の(2)中「五、五〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表の十の(三)中「二三二、二〇〇円」を「二三九、四〇〇円」に、「一八五、七〇〇円」を「一九一、五〇〇円」に改め、同表の十一の2の(四)の(1)中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表の十一の2の(四)の(2)中「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に改め、同表の十二の(二)中「一四三、九〇〇円」を「一四八、六〇〇円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二三、七〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一六、六〇〇円」を「一七、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一六、一〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一六、四〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(五)中「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「二五、二〇〇円」を「二五、八〇〇円」に改め、同表の一の1の(八)中「一五、二〇〇円」を「一五、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(九)中「一五、三〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同表の一の1の(十)中「一五、九〇〇円」を「一六、五〇〇円」に改め、同表の一の1の(十一)中「一四、九〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表の一の1の(十二)中「一六、四〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(十三)中「一六、四〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(十四)中「二七、〇〇〇円」を「二八、三〇〇円」に改め、同表の一の1の(十五)中「二六、八〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(十六)中「二六、三〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十三号

大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則等の一部を改正する規則

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則の一部改正)

第一条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則(平成十八年大分県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「認定書」を「認定通知書」に改める。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第六項の表の附則第三項の項の前に次のように加える。

条例別表の第二の六	条例別表の第二の一により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
-----------	-----------------------------------	----------

附則第六項の表に次のように加える。

附則第六項	条例別表の第二の一により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 条例別表の第二の一により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限り、当該幼稚園型認定こども園等に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である幼稚園型認定こども園等については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼稚園型認定こども園等の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則に次の一項を加える。

8 条例別表の第二の六及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼稚園型認定こども園等の保育士の資格を有する者(同表の第二の六のただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。第一号様式中「三」を削り、同様式の添付書類2中「~~三~~」を「~~三~~」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「三」を削る。

(大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正)

第二条 大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則(平成二十七年大分県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十三条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第四項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第八項中「附則第四項」を「条例第六条第三項の表備考第五号及び附則第四項」に、「条例第六条第三項の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改め、「者を」及び「当該」の下に「特定理学療法士等、」を加え、「同項」を「同条第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

9 条例第六条第三項の表備考第五号及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者(同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則第一号様式、第三号様式及び第四号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十四号

令和八年七月三日

大分県報号外(規則)

第3号様式(その2)及び(その3) 削除

第三号様式の四(その二)の次に次の一様式を加える。
第3号様式の5(第4条の3関係)

ハーシーパーク 駐車場利用券(控え) No. _____ 使用料 1回 円 年 月 日	ハーシーパーク 駐車場利用券 No. _____ 使用料 1回 円 年 月 日
5 cm	7 cm
	5 cm

第四号様式から第八号様式までの規定中「㊦」及び注を削る。

第十五号様式中「平仮」、 「㊦」及び注を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の大分県都市公園条例施行規則第一号様式、第二号様式、第三号様式(その三)、第四号様式から第八号様式まで及び第十五号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

訓 令 甲

大分県訓令甲第二十号

本 庁
 地 方 機 関
 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 教 育 庁
 警 察 本 部

職員賠償責任等審議会規程(昭和四十六年大分県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二条第二号中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年九月二十四日から施行する。

令和八年七月三日

大分県報号外(規則・訓令甲)